

## 基幹型包括支援センター業務評価基準(案)

項目		評価基準	備考	評価
基本項目	人材育成	・職員が適宜、研修に参加して、研修内容を、センター内で報告、共有している	研修記録・報告の確認	1
	事業計画	・事業計画に基づいた運営、達成状況の評価を行い、次年度の計画に反映している	事業計画を確認(2か年分)	2
	個人情報保護	・個人情報は施錠できる場所に保管し、相談者のプライバシーが確保できる面談室を設置している	現地確認	3
	緊急時の体制	・夜間休日における緊急時には、職員と連絡がとれる体制を整備している	緊急連絡網等を確認	4
	苦情対応体制	・苦情対応、解決、改善、再発防止のための体制(マニュアル等)を整備している	マニュアル等を確認	5
各業務	地域包括支援センターへの支援	・困難事例(虐待以外)に対して、地域包括支援センター及び行政と連携して支援している	ケース記録を確認	6
		・地域包括支援センターの活動状況を把握し、業務支援のための取り組みを行っている	会議・研修記録を確認	7
		・行政との連携を推進するための取り組みを行っている	会議・研修記録を確認	8
	ネットワーク構築	・区域におけるネットワーク構築を目的とした会議等を平均月1回以上開催している	会議・研修記録を確認	9
		・ケアマネ連絡会、ケアマネ向けの研修や民生委員との交流会等を年6回以上開催(開催支援を含む)	会議・研修記録を確認	10
		・医療機関と連携を推進するための取り組みを行っている	会議・研修記録を確認	11
		・多職種連携を推進するための研修等を年1回以上開催している	会議・研修記録を確認	12
	地域ケア会議	・地域ケア会議(個別ケース)を1包括あたり平均年2回以上開催している(地域型への開催支援を含む)	地域ケア会議記録を確認	13
		・地域ケア会議(地域課題の検討)を年1回以上開催している	地域ケア会議記録を確認	14
		・地域ケア会議を通して地域課題を把握し、関係機関と共有している	地域ケア会議記録を確認	15
	権利擁護	・高齢者虐待について、地域包括支援センター・市と連携して支援している	ケース記録を確認	16
		・権利擁護(高齢者虐待以外の消費者被害、成年後見等)について、関係機関と連携し支援している	ケース記録を確認	17
		・地域住民や介護保険事業者等に権利擁護(高齢者虐待、消費者被害、成年後見制度等)の啓発、研修等を行っている	会議・研修記録を確認	18